

瀬戸市立長根小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめはどの児童にも起こりえます。どの児童も被害者にも加害者にもなりうる可能性があります。そして、いじめはいじめを受けた児童の心身に苦痛を与え、その健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、場合によっては、その生命・身体に重大な危険を生じさせるものです。本基本方針は、こうした認識のもと、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処についての対策を定め、いじめ防止等を効果的に推進し、その克服にあたるためのものです。

2 いじめ防止の基本的対策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等の措置を実効的に行うため、複数の教職員（校長、教頭、教務主任、校務主任、いじめ不登校対策推進委員、養教、当該担任）によりいじめ・不登校対策委員会を設置します。状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関連機関等の外部者を加えます。

(2) 未然防止のための措置

道徳教育だけでなく、学校における教育活動全体を通じて、児童の社会性、人権意識、共感性、自己肯定感、自己有用感等の涵養を図ります。そのために、異年齢間の交流活動を教育活動に意図的に取り入れます。世話をしたり、世話をされたりする体験を通して、相手の身になって考えることの大切さ、人の役に立つ喜びを体感させることを重視します。

(3) 早期発見のための措置

ア 児童・保護者との信頼関係の構築 日頃から児童・保護者とのコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい信頼関係を築くように努めます。

イ 欠席日数・欠席理由の把握 養護教諭とも連携し、欠席日数やその理由を把握します。

ウ 児童に関する情報共有の場の設置 職員打ち合わせ時に個々の児童のようすについて情報共有の場を設けます。

エ 定期的なアンケート調査の実施 定期的に見学へのアンケート調査を実施します。

オ 教育相談の実施 定期的担任と児童との個別面談の時間を設けます。

(4) いじめ発生時の対応

ア いじめの発見・通報を受けた時の対応

行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行います。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込むことがないように、複数の教職員、いじめ・不登校対策委員会等で情報を共有し、共通理解のもと速やかに対応します。

イ いじめの事実確認

加害者・被害者から丁寧な聞き取りを行います。他児童からの情報収集により裏付けを行い可能な限り客観性のある事実確認となるよう留意します。

ウ 被害者側・加害者側それぞれへの支援

被害者・加害者双方へ必要な教育上の配慮・指導をするとともに、迅速に保護者に事実関係を伝えます。事実関係や学校の対応について伝えるとともに保護者の声にも耳を傾け、児童・保護者の不安除去を図ります。

エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部機関と連携し、被害者・加害者への支援を行います。

オ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとります。必要に応じ外部機関の協力を求めます。ネット上のいじめを未然に防ぐため、メールやSNSの適切な利用をはじめとした情報モラル教育を進めます。

3 重大事態発生時の対応

- ・ 児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・ 児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。こうした重大事態発生時には、瀬戸市教育委員会と連携を図りながら早期解決を図ります。

4 その他

- ・ 適切な児童理解のために、外部の専門家を講師とした校内研修会を実施します。
- ・ 毎月始めに、前月の「いじめの報告書」を瀬戸市教育委員会に提出します。

令和3年4月